

元生畜第2041号

令和2年4月1日

一般社団法人日本養鶏協会会長 殿

農林水産事務次官



鶏卵生産者経営安定対策事業実施要綱及び鶏卵生産者経営安定対策事業費補助金交付要綱の一部改正について

鶏卵生産者経営安定対策事業の実施に伴い、鶏卵生産者経営安定対策事業実施要綱（平成23年4月1日付け22生畜第2067号農林水産事務次官依命通知）及び鶏卵生産者経営安定対策事業費補助金交付要綱（平成23年4月1日付け22生畜第2068号農林水産事務次官依命通知）の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知いただくとともに、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮願いたい。

以上、命により通知する。

鶏卵生産者経営安定対策事業実施要綱

平成	23	年	4	月	1	日	
	22	生畜第	20	6	7	号	制定
		農林水産事務次官					依命通知
平成	24	年	4	月	6	日	
	23	生畜第	22	4	1	号	改正
平成	25	年	5	月	16	日	
	24	生畜第	26	2	6	号	改正
平成	26	年	4	月	1	日	
	25	生畜第	20	8	2	号	改正
平成	27	年	1	1	月	20	日
	27	生畜第	11	4	4	号	改正
平成	29	年	3	月	31	日	
	28	生畜第	15	6	3	号	改正
令和	2	年	4	月	1	日	
		元生畜第	20	4	1	号	改正

第1 趣 旨

我が国の鶏卵生産は、これまで順調に推移してきたが、近年、飼料価格の高止まり等により、鶏卵生産者の経営環境は極めて厳しい状況に直面している。

このため、鶏卵需給見通しを作成するとともに、卵価低落時に鶏卵生産者に価格差補填交付金を交付し、卵価が大幅に低落した場合に鶏卵の需給改善を図るための事業を実施することにより、鶏卵生産者の経営安定と鶏卵の需給及び価格の安定に資する。

第2 事業実施主体

この事業の実施主体は、鶏卵生産者の積立てにより卵価の下落による損失を補填する事業の実施並びに事業に係る基金の造成・管理を行うとともに、鶏卵需給見通しを作成する団体であって、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定めるところにより公募した者の中から選定された団体とする。

第3 事業内容等

1 鶏卵価格差補填事業

（1）事業内容

この事業は、標準取引価格（月ごと）が補填基準価格を下回った場合において、その差額（補填基準価格と安定基準価格の差額を上限とする。）の9割を鶏卵生産者に補填する事業とする。

（2）価格差補填交付金の交付対象者

ア （1）により交付される交付金（以下「価格差補填交付金」という。）の交付対象者は、採卵用成鶏めすを常時100羽以上飼養し、鶏卵を

販売する鶏卵生産者（複数の鶏卵生産者が集団となって鶏卵販売を行い、収益を分配するなど生産者間で経営の協力体制が構築されている生産者団体を含む。以下同じ。）であって、その生産する鶏卵の全量について（３）の価格差補填契約を締結し、かつ、２の（２）の協力金を納付したものとする。ただし、採卵用成鶏めす５０，０００羽以上を飼養する鶏卵生産者にあつては、国又は事業実施主体が行う生産量等の調査（以下「生産量等調査」という。）に協力する者に限る。

イ 交付対象者は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成１７年３月３１日付け１６生産第８３７７号農林水産省生産局長通知）に基づき、環境と調和のとれた農業生産活動を行うよう努めるものとする。

（３）価格差補填契約

ア 価格差補填交付金の交付を受けようとする鶏卵生産者は、次に掲げる事項に関し、事業年度ごとに事業実施主体と価格差補填契約を締結するものとする。その際、事業実施主体は正当な理由なく当該契約の締結を拒んではならない。

- a 契約数量に関する事項
- b 積立金及び協力金の納付に関する事項
- c 新規加入に関する事項
- d 生産者積立金からの交付に関する事項
- e 契約数量の変更に関する事項
- f 契約の解除に関する事項
- g 生産者積立金からの交付金の返還等に関する事項
- h その他契約の適正かつ円滑な履行のために必要な事項

イ 鶏卵生産者は、アの契約の締結に当たって、次に掲げる書類を事業実施主体に提出するものとする。

- a その他事業推進に必要な事項に関する書類

（４）積立金の納付

ア 事業実施主体は、毎事業年度開始前に、鶏卵１キログラム当たりの積立金の額を定めるものとする。

イ 鶏卵１キログラム当たりの積立金の額は、鶏卵の需給の見通し、当該事業年度の補填基準価格、前事業年度末における積立金の残額等を勘案して定めるものとする。

ウ 事業実施主体は、アの積立金の額を定めるに当たっては、あらかじめ生産局長の承認を受けるものとする。これを改定しようとする場合も同様とする。

エ 事業実施主体は、毎事業年度、鶏卵１キログラム当たりの積立金の額に（３）の価格差補填契約を締結した鶏卵生産者（以下「加入生産者」という。）に係る契約数量（（３）のアの契約数量をいう。）を乗じて得た額を、当該加入生産者に積立金として納付させるものとする。

(5) 標準取引価格（月ごと）

標準取引価格（月ごと）は、J A全農たまご株式会社の東日本営業本部及び西日本営業本部において販売された、鶏卵規格取引要綱（昭和46年6月1日付け46畜A第2947号農林事務次官依命通知）別紙の箱詰鶏卵規格及びパック詰鶏卵規格に定める全種類の鶏卵（以下「規格卵」という。）の1キログラム当たりの加重平均価格（円未満の小数点第3位を四捨五入）として月ごとに算定するものとする。

(6) 補填基準価格及び安定基準価格

ア 生産局長は、毎事業年度開始前に、鶏卵の補填基準価格及び安定基準価格を定めるものとする。

イ 補填基準価格は、その価格を標準取引価格（月ごと）が下回った場合に価格差補填交付金を交付するための基準となるべき鶏卵1キログラム当たりの価格とする。

ウ 補填基準価格は、鶏卵の生産条件、需給事情その他の経済事情を考慮して定めるものとする。

エ 安定基準価格は、鶏卵価格の季節変動を考慮して、通常想定される価格の下限值となるべき鶏卵1キログラム当たりの価格とする。

オ 生産局長は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じている又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは補填基準価格及び安定基準価格を改定することができる。

(7) 価格差補填交付金の交付

ア 事業実施主体は、標準取引価格（月ごと）が補填基準価格を下回った場合には、加入生産者に対し、その差額（補填基準価格と安定基準価格の差額を上限とする。）の9割に加入生産者が販売した当該月の鶏卵の数量（当該月の契約数量（2の成鶏更新・空舎延長事業に参加した者の当該事業に係る空舎期間を含む月にあつては、以下の算定式から得られた数量（キログラム未満切捨て））を上限とする。以下同じ。）を乗じて得た額の8分の7に相当する額（円未満切捨て）を価格差補填交付金として、生産者積立金から速やかに加入生産者に交付するものとする（積立金交付額）。

$$Q = Q1 - (Q2 \times A \times D1 \div D2 \times 1 / 2)$$

Q1：当該月の契約数量

Q2：1羽当たりの契約数量

A：成鶏更新・空舎延長事業参加羽数

D1：当該月の空舎日数

D2：当該月の日数

イ 事業実施主体は、アにより交付した積立金交付額の7分の1に相当する額（円未満切捨て）を価格差補填交付金として、国からの補助金等により造成した基金から速やかに加入生産者に交付するものとする（国庫交付額）。

ウ 事業実施主体は、価格差補填交付金の国庫交付額の交付後、加入生

産者が生産量等調査に協力していないことが判明したときは、当該加入生産者から価格差補填交付金の国庫交付額を返還させるものとする。

(8) 価格差補填事業等に係る手数料及び国内外の鶏卵の消費拡大に伴う拠出金の透明化

事業実施主体その他の関係者は、これらの事業の実施に必要な拠出金が加入生産者に過度の負担とならないよう、拠出金の負担について透明化を図るものとする。

2 成鶏更新・空舎延長事業

(1) 事業内容

この事業は、加入生産者が、奨励金の対象となる成鶏の出荷期間中に、鶏舎ごとに成鶏を食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号。以下「食鳥検査法」という。）第2条第6号に定める食鳥処理場に出荷し、その後60日以上空舎期間を設けた後に、ふ化場又は育すう業者（ひなを自家育すうする鶏卵生産者においては、「ふ化場又は育すう業者」を「育すう鶏舎」と読み替えるものとする。（5）のウのcにおいて同じ。）からひなの再導入を行う場合に、当該加入生産者及び当該食鳥処理場に対し、食鳥処理場で食鳥処理された成鶏1羽当たりの奨励金を交付する事業とする。

(2) 協力金の拠出

- ア 事業実施主体は、毎事業年度開始前に、鶏卵1キログラム当たりの協力金の額を定めるものとする。
- イ 鶏卵1キログラム当たりの協力金の額は、前事業年度末における協力金の残額等を勘案して定めるものとする。
- ウ 事業実施主体は、アの協力金の額を定めるに当たっては、あらかじめ生産局長の承認を受けるものとする。これを改定しようとする場合も同様とする。
- エ 事業実施主体は、毎事業年度、鶏卵1キログラム当たりの協力金の額に加入生産者に係る契約数量（1の（3）のアの契約数量をいう。）を乗じて得た額を、当該加入生産者に協力金として納付させるものとする。

(3) 奨励金の対象となる成鶏の出荷期間

奨励金の対象となる成鶏の出荷期間は、標準取引価格（日ごと）が安定基準価格を下回る日の30日前から標準取引価格（日ごと）が安定基準価格を上回る日の前日（当該日まで、その食鳥処理について食鳥処理場に申し込んでいる成鶏については、安定基準価格を上回った日から30日後）までとする。

(4) 標準取引価格（日ごと）

標準取引価格（日ごと）は、J A全農たまご株式会社の東日本営業本部及び西日本営業本部において販売された規格卵の1キログラム当たりの加重平均価格（円未満切捨て）として日ごとに算定し、事業実施主体が毎日公表するものとする。ただし、加重平均に当たっては前年度の規格別販売数量割合を用いるものとする。

（5）奨励金交付対象者、奨励金交付対象成鶏及び事業対象鶏舎

次の要件を全て満たすものとする。

ア 奨励金交付対象者

奨励金交付対象者は、1の鶏卵価格差補填事業の加入生産者であって卵価低落時に通常の更新の範囲を超えて採卵鶏の導入を行わない者及び事業の対象となる成鶏の出荷先である食鳥処理場とする。

イ 奨励金交付対象成鶏

奨励金交付対象成鶏は、（3）の奨励金の対象となる成鶏の出荷期間中に食鳥処理場に出荷し、食鳥処理された成鶏（当該成鶏を飼養している鶏舎（以下「事業対象鶏舎」という。）において飼養されている全羽数を出荷した場合に限る。）とする。なお、鶏舎から全羽数を出荷した後に、予期せぬ事故等により出荷した羽数の1割以上の食鳥処理が不可能となった場合において、事業実施主体が個々の事例について審査の上、やむを得ないものと認める場合のうち、生産局長が特に認めるときは、出荷羽数の9割を上限として奨励金の交付対象成鶏とすることができるものとする。

ウ 事業対象鶏舎

- a この事業において「鶏舎」とは、採卵用成鶏めすを飼養するための一棟の建物又はその建物のうち壁、カーテン、金網、ケージ区画、床等によって構造上明確に区分された部分であってその部分で飼養される成鶏の全羽数を出荷した後に水洗等による清掃を独立して合理的に行うことができるものをいう。
- b 事業対象鶏舎（当該鶏舎が複数の場合は、それぞれの当該鶏舎ごと）には、飼養している全ての成鶏の出荷が完了した日の翌日からひなの再導入を開始する日の前日までに、60日以上空舎期間を設けるものとする。
- c 事業対象鶏舎には、事業対象成鶏出荷後120日以内にふ化場又は育すう業者から採卵用ひなを導入するものとする。ただし、再導入する採卵用ひなの鶏舎ごとの導入羽数は事業対象鶏舎ごとに食鳥処理場で食鳥処理された羽数の3割以上でなければならない。なお、予期せぬ事故等により事業対象成鶏出荷後120日を超えて採卵用ひなを導入することとなった場合において、事業実施主体が個々の事例について審査の上、やむを得ないものと認める場合のうち、生産局長が特に認めるときは、奨励金交付対象とすることができるものとする。

（6）奨励金の交付

- ア 事業実施主体は、(5)のアの奨励金交付対象者に対し、次のa、b及びcにより奨励金を交付するものとする。
- a 加入生産者にあつては、奨励金交付対象成鶏羽数に別表1に定める成鶏1羽当たりの奨励金を乗じて得られた額の4分の1に相当する額（円未満切捨て）を奨励金として、協力金から速やかに交付するものとする。
 - b 食鳥処理場にあつては、当該食鳥処理場で食鳥処理した奨励金交付対象成鶏羽数に別表1に定める成鶏1羽当たりの奨励金を乗じて得られた額の4分の1に相当する額（円未満切捨て）を奨励金として、協力金から速やかに交付するものとする。
 - c a及びbにより交付した額の3倍に相当する額を奨励金として、国からの補助金等により造成した基金から速やかに交付するものとする。

(7) 成鶏更新・空舎計画の申請

ア この事業に参加しようとする加入生産者は、成鶏更新・空舎計画を作成し、事業実施主体又はその委託を受けた者が実施する空舎の現地確認（事業実施主体が必要と認める場合に限る。）の受入れを承諾の上、別記様式第1号の参加申請書（以下「申請書」という。）により、原則として事業対象成鶏の出荷完了後30日以内に事業実施主体に申請するものとする。

イ 成鶏更新・空舎計画には次の事項を定めるものとし、あらかじめひなの導入先であるふ化場又は育すう業者との調整を終えておくよう努めるものとする。

- a 事業対象鶏舎の名称並びに事業対象鶏舎ごとの出荷羽数及び導入予定羽数
 - b 事業対象鶏舎ごとの成鶏の出荷先及び出荷日
 - c 事業対象鶏舎ごとのひなの導入予定先及び導入予定時期
- ウ 申請書の提出に当たっては、価格差補填契約における採卵用成鶏めすの飼養羽数が10万羽以上の加入生産者は次のaからcまでに掲げる書類を、価格差補填契約における採卵用成鶏めすの飼養羽数が10万羽未満の加入生産者は次のaからcまでに加えd又はeのいずれかの書類を添付するものとする。ただし、a、d及びeの書類については、1の(3)のアの価格差補填契約の締結の際にあらかじめ提出することができるものとする。
- a 経営する全ての鶏舎における成鶏の出荷及び導入について、当該事業年度における計画及び前事業年度における実績を記載した鶏舎ローテーション表
 - b 事業対象鶏舎（ひなを自家育すうする鶏卵生産者においては「育すう鶏舎」。(8)のイにおいて同じ。）へのひなの導入の予定を証するふ化場又は育すう業者との売買契約書等
 - c 事業対象鶏舎から食鳥処理場に成鶏を出荷したことを証する次の(a)又は(b)のいずれか及び(c)の書類

- (a) 都道府県畜産主務部局の職員又は食鳥検査法第12条第1項に定める食鳥処理衛生管理者が発行する大規模食鳥処理場の食鳥処理羽数に関する別記様式第2号の証明書及び、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成2年厚生省令第40号）第27条第2項に定める申請書であって受領印の押印されたものの写しを添付するものとする。）
 - (b) 食鳥検査法第16条第1項に定める認定小規模食鳥処理業者が食鳥処理を実施する食鳥処理場で食鳥処理を行った場合は、認定小規模食鳥処理場の所在地の都道府県畜産主務部長が発行する食鳥処理羽数に関する別記様式第2号の証明書
 - (c) 成鶏出荷時及び空舎時における事業対象鶏舎の写真
 - d 事業対象鶏舎ごとにその面積及び設備を記載した図面
 - e 事業対象鶏舎ごとの次の写真
 - (a) ケージ全体（平飼いの場合は鶏舎内部）
 - (b) ケージ区画単位
- エ 事業実施主体は、提出された申請書を審査の上、(5)の要件に適合すると認める場合は、その計画を承認し、奨励金を交付するものとする。

(8) 実施状況の報告

成鶏更新・空舎延長事業の取組を実施した加入生産者は、事業対象鶏舎ごとの取組完了後、速やかに当該取組の確認に必要な次の書類を添付した上で、別記様式第3号の実施状況報告書により事業実施主体に報告するものとする。

ア 60日以上空舎期間を設けたことを証する次のaからcの書類（飼養する成鶏全群を出荷した場合を除く。）

- a 当該年度及び前年度各月の鶏卵出荷量を証する出荷伝票又は帳簿の写し
 - b 当該年度及び前年度各月の保有鶏舎に係る電気使用量通知書の写し
 - c 当該年度の配合飼料購入伝票の写し
- イ 事業対象鶏舎にひなを導入したことを証するひなの購入伝票の写し又は帳簿の写し及びひなの導入時の鶏舎の写真

(9) 実施状況の公表

事業実施主体は(8)の実施状況報告をとりまとめの上、四半期毎に大規模、中小規模別に参加鶏卵生産者数及び対象羽数を公表するものとする。

3 鶏卵需給見通しの作成

(1) 事業内容

この事業は、全国的な鶏卵の需給に関する情報を収集・分析の上、(7)に掲げる項目を記載した鶏卵の需給に係る見通しを作成し、生産

者を始めとする関係者に情報を提供する事業とする。

(2) 補助対象経費

ア 本事業の補助対象経費は、別表 1、2 に掲げるとおりとする。

イ 補助対象経費は、本事業を実施するために直接必要とする経費であって、本事業の対象として明確に区分できるもののみとする。

(3) 事業実施手続

ア 事業実施主体は、別記様式第 4 号により事業実施計画を作成の上生産局長に提出し、その承認を受けるものとする。

イ 事業実施計画及び成果目標の提出を受けた生産局長は、事業実施計画の内容について、審査を実施し、妥当であると認められるときは、これを承認するものとする。

ウ 事業実施計画の軽微な変更は、①事業の中止又は廃止、②成果目標の変更、③事業費の30%を超える増減以外とし、重要な変更を行う場合はア及びイに準じて変更の承認を受けるものとする。

(4) 事業の成果目標

事業実施主体は、(3) の事業実施計画において、本事業の成果目標を定めるものとする。

(5) 検討会の開催

事業実施主体は、鶏卵関係者等による鶏卵の需給見通しに関する検討会を開催するものとする。

(6) 鶏卵需給見通しの作成及び情報提供

事業実施主体は、検討会終了後、収集した鶏卵の需給に関する情報を分析し、(7) で掲げる事項を記載した鶏卵需給見通しに係る資料を、ひなのえ付け羽数等から半年後までの需給予測が立てられることから、1 事業年度につき 2 回以上作成の上、鶏卵関係者等に情報提供するものとする。

(7) 鶏卵需給見通しに記載すべき項目

鶏卵需給見通しには、以下の項目を記載するものとする。

ア 需要の動向

- a 家計消費
- b 業務・加工消費
- c 輸出

イ 生産動向

- a ひなえ付け羽数動向
- b 配合飼料供給動向
- c 生産者の増産・減産意向

ウ 価格の動向

a 卸売価格

b 小売価格

第4 業務方法書の作成

事業実施主体は、本事業の実施に当たり、あらかじめ事業の趣旨、内容、基金の造成・管理、補助金交付の要件及び手続並びに消費税の取扱い等を定めた業務方法書を作成し、生産局長の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

第5 事業実施主体の補助金交付

事業実施主体は本事業に要する経費につき、第3の1及び2の事業にあつては別表1に定めるところにより、補助金を交付するものとする。

なお、事業実施主体は、本事業に係る補助金の経理を他と明確に区分し、管理するものとする。

第6 事業の実績報告、成果報告及び指導監督

1 事業の実績報告

事業実施主体は、毎事業年度終了後、翌年度の7月末までに、事業報告書、収支計算書、財産目録等を記載した業務報告書を生産局長に提出するものとする。

2 事業の成果報告

第3の3の事業については、事業年度終了後、翌年度の7月末までに、別記様式第5号により事業の成果報告を作成し、生産局長に報告するものとする。また、設定した成果目標が達成されない場合は、その要因を分析し、生産局長の指導・助言を受ける等、翌年度以降の取組成果に結びつくよう努めるものとする。

3 事業の指導監督

生産局長は、本事業の実施に関し、事業実施主体の指導監督を行うものとし、必要に応じ関係書類の提出を求めるものとする。

第7 事業実施期間

本事業の実施期間は令和4年度までとする。ただし、鶏卵の生産及び価格を取り巻く情勢を踏まえ、本事業を継続する必要性があると認められるときは、当該期間を延長するものとする。

第8 推進指導体制

生産局長は、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定。以下「基金等に関する基準」という。）の3及び4に基づき本事業の運営が各基準に適合するように指導及び監督を行うとともに、これらに従い必要な措置を講ずるものとする。

第9 基金管理団体を通じて行う助成措置

- 1 国は、予算の範囲内において、第3の1及び第3の2の事業（以下、「当該事業」という。）補助するものとし、事業実施主体は、これを受け、鶏卵生産者経営安定対策基金（以下「基金」という。）を造成するものとする。
- 2 基金の管理等
 - （1）事業実施主体は、当該事業に必要なものとして交付される補助金の金額を全額基金造成に充てるものとする。
 - （2）事業実施主体は、（1）により交付され、造成された基金を、他の事業に係る資金と区分して管理するものとする。
 - （3）事業実施主体は、金融機関への預金により、基金を運用するものとする。
 - （4）事業実施主体は、当該事業以外の経費に基金を使用してはならない。
 - （5）基金の管理及び第3の2の事業の実施に当たり発生する事務費については、別表2の範囲において、基金の中から支弁することができるものとする。
 - （6）（3）の運用に生じた果実は、基金に繰り入れるものとする。
 - （7）事業実施主体は、当該事業に係る補助金の返納があった場合には、その返納額を基金に繰り入れるものとする。
- 3 事業実施主体は、毎事業年度の7月末までに、別記様式第6号により、基金の管理状況及び補助金等の交付に係る事業の実績について、生産局長に報告するものとする。
- 4 事業実施主体は、当該事業を完了又は中止した場合には、速やかに事業資金の精算を行い、別記様式第6号に準じてその結果を国に報告するものとする。
- 5 国は、当該事業が完了したとき又は事業実施主体がこの要綱に基づく事業を行わなくなった場合において、基金に残額がある場合には、事業実施主体に対して当該残額を返還するよう命ずるものとする。
- 6 国は、当該事業が完了する前であっても、基金等に関する基準の3の（4）のアを当該事業に準用し、使用見込みの低い基金保有額があるときは、これを国庫に返納させることができるものとする。

第10 事業実施主体及び加入生産者の義務

- 1 事業実施主体の義務

事業実施主体は、加入生産者の拠出金による国内外における鶏卵の消費拡大に取り組むものとする。
- 2 加入生産者の義務
 - ア 事業実施主体が行う国内外における鶏卵の消費拡大に向けた取組は、需給改善につながるため、加入生産者は当該事業に必要な資金の拠出に協力するものとする。
 - イ 加入生産者は、鶏卵の需給安定は生産者の責務であることを認識の上、第3の2の事業に積極的に参加し、需給の安定に努めるものとする。

第11 秘密の保持

事業実施主体は、本事業により知り得た情報を本事業の実施以外の目的に使用してはならない。

第12 反社会的勢力の排除

- 1 事業実施主体は、加入生産者又は法人である加入生産者の代表者、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号の暴力団員（以下「暴力団員」という。）であることが判明した場合には、当該者について、価格差補填契約を解除し、価格差補填交付金及び奨励金を交付せず、また、既に価格差補填交付金又は奨励金を交付しているときは、これを返還させるものとする。
- 2 事業実施主体は、奨励金交付対象者となる食鳥処理場の代表者、役員等が暴力団員であることが判明した場合には、当該食鳥処理場について、奨励金を交付せず、また、既に奨励金を交付しているときは、これを返還させるものとする。

第13 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項については、生産局長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、鶏卵価格安定対策事業実施要領（昭和50年12月8日付け50畜A5064号農林事務次官依命通知）は廃止する。
- 3 2による廃止前の鶏卵価格安定対策事業実施要領に基づき平成22年度に実施された事業に係る実績報告については、なお従前の例による。
- 4 平成23年度の鶏卵1キログラム当たりの積立金の額の決定については、第3の1の（4）のア中「毎事業年度開始前に」とあるのは、「この要綱の施行後遅滞なく」とする。
- 5 平成23年度の鶏卵の補填基準価格及び安定基準価格の決定については、第3の1の（6）のア中「毎事業年度開始前に」とあるのは、「この要綱の施行後遅滞なく」とする。

附 則（平成24年4月6日付け23生畜第2241号）

- 1 この改正は、平成24年4月6日から施行する。
- 2 第3の1の（9）の特例は、平成24年度において廃止することとし、平成24年10月までを目途に、各生産者による基金間の異動や基金団体の包括的な統合を推進する。

附 則（平成25年5月16日付け24生畜第2626号）

この改正は、平成25年5月16日から施行する。

附 則（平成２６年４月１日付け２５生畜第２０８２号）

- １ この改正は、平成２６年４月１日から施行する。
- ２ この改正による改正前の鶏卵生産者経営安定対策事業実施要綱に基づき行われた事業については、なお従前の例による。
- ３ 平成２６年度の鶏卵１キログラム当たりの積立金及び協力金の額の決定については、第３の１の（４）のア及び第３の２の（２）のア中「毎事業年度開始前に」とあるのは、「鶏卵生産者経営安定対策事業実施要綱の一部改正について（平成２６年４月１日付け２５生畜第２０８２号農林水産事務次官依命通知）による要綱の改正後遅滞なく」とする。

附 則（平成２７年１１月２０日付け２７生畜第１１４４号）

この改正は、平成２７年１１月２０日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。

附 則（平成２９年３月３１日付け２８生畜第１５６３号）

- １ この改正は、平成２９年４月１日から施行する。
- ２ 平成２９年度の鶏卵１キログラム当たりの積立金及び協力金の額の決定については、第３の１の（４）のア及び第３の２の（２）のア中「毎事業年度開始前に」とあるのは、「鶏卵生産者経営安定対策事業実施要綱の一部改正について（平成２９年３月３１日付け２８生畜第１５６３号農林水産事務次官依命通知）による要綱の改正後遅滞なく」とする。

附 則（令和２年４月１日付け元生畜第２０４１号）

- １ この改正は、令和２年４月１日から施行する。
- ２ 令和２年度の鶏卵１キログラム当たりの積立金及び協力金の額の決定については、第３の１の（４）のア及び第３の２の（２）のア中「毎事業年度開始前に」とあるのは、「鶏卵生産者経営安定対策事業実施要綱の一部改正について（令和２年４月１日付け元生畜第２０４１号農林水産事務次官依命通知）による要綱の改正後遅滞なく」とする。

別表 1

事業の種類	補助対象経費	補助率
1 価格差補填事業	第3の1の事業に係る経費として毎月の標準取引価格が補填基準価格を下回った場合に、その差額の9割を補填するのに要する経費	8分の1以内 (ただし、予算額の範囲内を上限とする)
2 成鶏更新・空舎延長事業	第3の2の事業に係る経費は以下のとおりとする。 (1) 事業実施主体が、事業に参加した鶏卵生産者に対して奨励金を交付するのに要する経費(奨励金交付対象成鶏1羽当たり、 空舎期間60日以上90日未満:210円以内 空舎期間90日以上120日未満:420円以内。 ただし、採卵用成鶏めすの飼養羽数が10万羽未満の鶏卵生産者については、 空舎期間60日以上90日未満:310円以内 空舎期間90日以上120日未満:620円以内。) (2) 事業実施主体が、事業の対象となる成鶏の出荷先である食鳥処理場に対して奨励金を交付するのに要する経費(食鳥処理場で食鳥処理された成鶏1羽当たり47円以内) (3) 事業実施主体が、第3の2の事業を実施するのに必要な事務経費のうち、別表2に該当するもの	4分の3以内 4分の3以内 定額
3 鶏卵の需給見通しの作成	第3の3の事業に要する経費	定額

別表 2

費目	細目	内容	備考
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代等の経費	・切手は物品受払簿等で管理すること。
	借上費	事業を実施するために直接必要な事務機器等の借上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額（3万円未満）な物品の経費	
旅費	現地確認等旅費	事業を実施するために直接必要な現地確認等の実施に必要な経費	
賃金	事業推進事務費	事業を実施するために直接必要な事業実施主体が行う取組に対する事務に係る人件費	・「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に準じて算定すること。
委託費	委託費	事業を実施するために必要な事務の一部（例えば、事業を実施するために直接必要な現地確認等の実施）を他の者に委託するために必要な経費	・事務の委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。

			・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な奨励金の振込手数料	

※上記経費であっても、以下の場合には認めないものとする。

- 1 第2の3の事業にあつては、支払いが翌年度となる場合
- 2 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

別記様式第 1 号

令和 年度成鶏更新・空舎延長事業参加申請書

令和 年 月 日

事業実施主体名
代表者氏名 殿

住 所
法人名
氏名又は法人の代表者名 印

鶏卵生産者経営安定対策事業における成鶏更新・空舎延長事業に参加したいので、鶏卵生産者経営安定対策事業実施要綱第 3 の 2 の（7）に基づき、成鶏更新・空舎計画を下記のとおり提出します。なお、本事業による成鶏更新・空舎延長を実施するに当たっては、関係法令、事業実施要綱を遵守します。

記

1 成鶏更新・空舎延長計画

	事業対象農場名及び鶏舎名			
	所在地			
出 荷	出荷日			
	出荷先			
	処理羽数			
導 入	導入予定時期			
	導入先			
	導入予定羽数			
空舎の現地確認の必要がある場合、それを受け入れることを承諾いたします。 署名欄 印				

注）出荷日は令和○年○月○日で、処理羽数は羽単位で記載するものとする。

2 保有する鶏舎の所在地

3 鶏舎ごとの収容羽数

4 現在の飼養羽数

5 振込先

【事業実施者】

金融機関及び支店名

振込口座種類及び口座番号

口座名義人

【食鳥処理場】

金融機関及び支店名

振込口座種類及び口座番号

口座名義人

6 添付書類

事業実施要綱第3の2の（7）のウによる書類

成鶏出荷処理証明書

令和 年 月 日

- ・ 氏名又は法人の名称
- ・ 法人の代表者名
- ・ 農場名
- ・ 鶏舎名

1. 出荷羽数 羽

(確認者)

成鶏処理業者名

印

2. 処理羽数 羽

(証明者)

役 職
氏 名

印

別記様式第3号

令和 年度成鶏更新・空舎延長事業実施状況報告書

令和 年 月 日

事業実施主体名
代表者氏名 殿

住 所
法人名
氏名又は法人の代表者名 印

成鶏更新・空舎延長計画により成鶏更新・空舎延長を実施したので、鶏卵生産者経営安定対策事業実施要綱第3の2の（8）に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 成鶏更新・空舎延長実績

	事業対象農場名及び鶏舎名			
	所在地			
出 荷	出荷日			
	出荷先			
	処理羽数			
導 入	導入開始日 （空舎期間）			
	導入先			
	導入羽数			

注1：出荷日は令和○年○月○日で、処理羽数は羽単位で記載するものとする。

注2：空舎期間は出荷日の翌日から起算し、導入開始日の前日までの期間を（ ）書きで記載する。

2 添付書類

事業実施要綱第3の2の(8)による書類

別記様式第 4 号

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長

事業実施主体の長 印

令和○年度鶏卵生産者経営安定対策事業（鶏卵需給見通しの作成）
実施計画の（変更）承認申請について

令和○年度において、鶏卵生産者経営安定対策事業（鶏卵需給見通しの作成）を
実施したいので、鶏卵生産者経営安定対策事業実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け
22 生畜第 2067 号農林水産省事務次官依命通知）第 6 の 2 に基づき、関係書類
を沿えて（変更）承認申請とする。

※関係書類として別添を添付すること。

別添

1 総括表

事業内容	事業費	負担区分		備 考
		国庫補助金	事業実施主体	
	円	円	円	

注1：事業内容は、必要に応じて別紙を用いるなどして記載すること。

2：備考欄には、積算基礎等を記載すること。

2 事業計画概要

(1) 検討会の開催

開催回数	開催時期	開催場所	構成及び人数	会議の内容

(2) 鶏卵の需給に係る情報の公開

情報の発信回数	情報の発信時期	情報の発信方法
		(例) 1 より多くの生産者に発信するため、養鶏生産者団体ホームページにて情報を公開するとともに、養鶏生産者団体の会員計〇〇名にメールにて情報を告知する。

(3) 成果目標

成果目標の具体的な内容	計画時	目標値（令和〇年度）
(例) 鶏卵価格の変動率を±〇%以内にとどめる。		

別記様式第 5 号

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

所 在 地

事業実施主体名

代 表 者 氏 名

印

鶏卵生産者経営安定対策事業（鶏卵需給見通しの作成）の実施状況報告
について（令和○年度）

鶏卵生産者経営安定対策事業実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日 22 生畜第 2067
号農林水産事務次官通知）第 6 の 2 の規定に基づき、別添のとおり報告する。

別記様式第5号 別添

鶏卵生産者経営安定対策事業（鶏卵の需給見通しの作成）事業成果の報告

1 事業の実施実績

（1）検討会の開催

開催時期	構成及び人数	会議の内容

（2）鶏卵の需給に係る情報の発信

情報の発信時期	情報の発信方法・発信先

（3）成果目標に対する達成度

成果目標	成果目標に対する達成度

別記様式第 6 号

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

基金管理団体の長 印

鶏卵生産者経営安定対策事業基金管理状況の報告について

鶏卵生産者経営安定対策事業実施要綱（令和 2 年 月 日付け元生畜第 号農林水産事務次官依命通知）第 9 の 3 の規定に基づき、鶏卵生産者経営安定対策基金等事業基金管理状況を報告します。

【令和〇〇年度】

当初基金額	国からの交付額	年度内支出予定額	年度内支出額	果実等繰入額	期末基金額
円	円	円	円	円	円

【事業別支出内訳】

(単位：円)

	鶏卵価格差補填事業	成鶏更新・空舎延長事業
支出予定額		
実支出額		